

令和 6 年 11 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について（令和 6 年 11 月 29 日付け保発 1129 第 5 号）が通知され、オンライン資格確認（資格確認限定型）又は資格確認書等によって、患者に療養費を受領する資格があることを確認することとなり、柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領について、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 11 年 10 月 20 日付け保険発第 138 号厚生省保険局医療課長通知）の一部を別紙のとおり改正し、令和 6 年 12 月 2 日施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

○別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>1 保険者番号等の欄</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 「記号・番号」欄について 被保険者記号及び番号等を記載すること。 なお、記号と番号の間にスペース「・」又は「-」を挿入すること。</p> <p>(4)～(9)（略）</p> <p>(10) 被保険者等の「氏名」欄及び「住所」欄について <u>オンライン資格確認又は資格確認書の提出若しくは提示等の方法</u> により各項目の内容を記載すること。また、被保険者等の郵便番号、 電話番号の記入を求めること。</p> <p>2～6（略）</p>	<p>別紙</p> <p>柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>1 保険者番号等の欄</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 「記号・番号」欄について 被保険者証等の記号及び番号を記載すること。 なお、記号と番号の間にスペース「・」又は「-」を挿入すること。</p> <p>(4)～(9)（略）</p> <p>(10) 被保険者等の「氏名」欄及び「住所」欄について <u>健康保険被保険者証等に記載されている各項目の内容を記載する</u> こと。また、被保険者等の郵便番号、電話番号の記入を求めること。</p> <p>2～6（略）</p>